

〈研究ノート〉

## 井上哲次郎による『国民道徳概論』 改訂作業とその意味

見 城 悌 治

### はじめに

井上哲次郎（1855～1944）は、東京帝国大学哲学科の主任教授として、近代日本の哲学・思想界に大きな影響力を持った人物である<sup>(1)</sup>。しかし、井上哲次郎に即した研究は、1950年代の船山信一氏の「明治哲学史」研究における位置づけ<sup>(2)</sup>等をはじめ、ある程度の蓄積はあるものの、自明の国家主義的イデオログとされるためか、一般には近代思想界の「負の遺産」<sup>(3)</sup>とされるなど、必ずしも進展しているとは言いがたい<sup>(4)</sup>。

その一方で、明治末から大正期にかけての思想状況に対し、井上がどのような構想で対置しようとしたのか、という視点からの研究はいくつか出されている。たとえば沖田行司氏は、井上著『国民道徳概論』（1912年）などの分析から、「国民道徳」と「世界道徳」の二元論的矛盾を一元化しようとしたが、内的矛盾を増幅させ、特殊なものへの執着を強めなければならなくなった思想家とまとめた<sup>(5)</sup>。

また、1926年の「井上哲次郎不敬事件」を、井上による第一次世界大戦期日本社会への対応とその破綻と見るのは、渡辺治氏や森川輝紀氏である。渡辺氏は、「不敬事件」の対象となった『我が国体と国民道徳』は、「国体論を時代の状況に応じて再編を試み、天皇制国家の正統性について、より説得的論拠を提供しようと試みた」著作であったが、「伝統的国体論から“不敬”の攻撃を受けて挫折」したと、まとめる<sup>(6)</sup>。また森川氏は、大正天皇の政治能力低下など、大正時代に「国体論」の不安を見た井上が、その改造に着手したものの、「不敬事件」で挫折したと見る<sup>(7)</sup>。

筆者は、「第一次世界大戦期への井上の対応」という面では、両者の切り

口に与するが、『我が国体と国民道徳』の発禁が井上の「挫折」につながったという見方は検討の余地があると考えている。筆者は、これまで日露戦争期から大正期における社会思想とその転換を究明する作業を行う中で、たとえば教育勅語（1890年）は近代の教育界・思想界に一貫して君臨し続けたのではなく、戊申詔書（1908年）をはじめとする詔勅濫発という絶えざる再編の衝動に晒され、揺らぎ続けたことを明らかにしてきた<sup>(8)</sup>。これらの論考において参照した井上哲次郎は「勅語の番人」のような絶対不動の存在ではなく、矛盾を抱えながら「改良」を模索するイデオログの態であった。

さて、井上哲次郎の代表書に『国民道徳概論』（1912年）がある。同書は、二度にわたる改訂作業が行われているのだが、その加除改定について吟味する作業はこれまでほとんどなされてこなかった。しかし、その検討は、日露戦後から第一次世界大戦期に現出した思想状況に、井上哲次郎が、どのような対処を示そうとしたかを理解するために重要な課題と考える。

本稿は、『国民道徳概論』の加除箇所や他論考での発言から、井上の矛盾や揺らぎを看取し、井上が近代思想史の上で果たした役割を考えるための基礎的ノートである。

## 一 井上哲次郎のみた戊申詔書——教育勅語との比較において

### 1 井上哲次郎著『勅語衍義』とその特色

『国民道徳概論』とその改訂作業を検討する前提として、本章では、井上の「教育勅語」評価、「戊申詔書」評価を一瞥しておきたい。

官費によるベルリン留学から、1890年10月に戻った井上哲次郎は帝国大学教授に就いたが、その半年あまり後の1891年7月に教育勅語の解説書『勅語衍義』を発刊している。同書は、井上毅・中村正直・加藤弘之等の修正意見も容れた上で完成したもので、事実上「官製の解説書」として流布した重要な著作である。本稿では後論に関わる箇所（2つ）についてだけ言及しておきたい。

まず一つには、井上が、教育勅語において展開されている「道徳」が「不変」である旨を強調していることである。たとえば、同書の「叙」で「我が

邦人ハ、今日ヨリ以往、永ク之レヲ以テ国民的教育ノ基礎トセザルベカラザルナリ」。「物理世界ニ徴スルニ、事物ノ現象ハ種種ニ変更スルモ、其理法ニ至テハ遂ニ変更スルコトナキナリ。然ルニ倫理世界ニアリテモ、亦之レト同ジク、人類ノ行為ハ、時ト処ニ從ヒテ同一ナラザルモ、人類相互ノ關係ヲ規定スル孝悌忠信、及び共同愛國ノ主義ニ至リテハ古今不変ト謂ハザルベカラズ」云々としている。

勅語が掲げた諸徳目を「国民的教育ノ基礎」と位置づけ、さらにそれらは人類共通で不変の存在であることを訴えようとする井上であった。

二つ目は、「爾臣民父母ニ孝ニ」項の解説で「国君ノ臣民ニ於ケル、猶ホ父母ノ子孫ニ於ケルガ如シ、即チ一国ハ一家ヲ拡充セルモノニテ、一国ノ君主ノ臣民ヲ指揮命令スルハ、一家ノ父母ノ慈心ヲ以テ子孫ニ吩咐スルト、相異ナルコトナシ」と書き、そこに「家族国家観」の萌芽的記述が見えることである。

「家族国家観」とは有機体国家論に基き、父—子関係が拡大したものが天皇—臣民（赤子）関係であると結び、「孝」意識を「忠」の下に組み込もうとするイデオロギーであった。それは、日露戦争後、たとえば国定第二期修身教科書中にとりわけ明白に看取できるとされる<sup>9)</sup>。

以上から、井上は『勅語衍義』において、教育勅語を「教育ノ基礎」あるいは「人類相互ノ關係ヲ規定スル……古今不変」の存在と位置づけており、その中心に家長の延長的存在と位置づけた天皇を据えていた事が分かる。

ところが、発布後の教育勅語を取り囲んでいたのは、井上の願望とは異なる不安定な環境であった。たとえば、日清戦争期の1895年、第二次伊藤博文内閣の西園寺公望文相が、上下関係だけではなく横との関係も構築できるような別の勅語が必要と考え、その原案作成を試みるなど、教育勅語が、「不変」道徳であるという認識は、為政者すべてが有していた共通認識では無かった<sup>10)</sup>。

教育現場では、「内村鑑三不敬事件」（1891年）のように、教育勅語に対する奉戴が表向きは強く求められながらも、その一方では、勅語「修正」案が出されるような状況が、日清戦後から日露戦争期の思想空間なのであった。

## 2 戊申詔書発布と井上哲次郎による解釈

教育勅語をめぐるそのような状況が進行していた1908年10月、戊申詔書が発布された。教育勅語を「不変」なる道徳と捉えていた立場からは、その認識を継続堅持するのか、可変的存在と捉え直すのかは、大きな課題とならざるを得ない。

『仏教主義 戊申詔書衍義』を1909年4月に著した大内青巒は、教育勅語について、「古今に通じて謬らず之を中外に施て悖らず」とある勅語の道は、「時間的にも空間的にも無限に行はるべき所のもの」である。「教育勅語は万古不易の根本的詔勅であって、国家の経綸も人道の実践も皆此の御勅語に本づかねばならない」と見た。勅語が根源的存在である以上、戊申詔書はそれを補う役目にすぎないとの位置づけで、理解しようとしているのである。

その一方で、牧野伸顕（前文部大臣）などは、「一般教育に関する勅語も、単に学校に下し賜はったのではなく、国民一般に下し賜はったのであるが、今度の勅語も矢張り国民一同に下し賜はった詔書であって、帰する所は亦道徳に関する聖旨と拝読し奉るのである。而して前にも道徳に関する勅語の有る上に、更らに又今回勅語の御下賜の有ったのは、時勢の實際上、已むを得ずと御覧になったことであらう」と、詔書が何故だされたのか、勅語との関連についての混乱と戸惑いを隠していない<sup>(11)</sup>。

そもそも詔書は、「詔書」という名の下に発布されるだけであり、「〇〇詔書」のような呼称が正式な形で初めから与えられているものではなかった。1908年10月発布の詔書には、発布当初は「皇猷恢復詔書」、「国運発展詔書」などの呼称も提唱されていたが、「勤儉詔書」と呼ばれることが最も多かった。しかしながら『『勤儉』という呼称は消極的である』等の批判を受け、最終的には価値中立的あるいは無意味な「戊申詔書」の呼称に落ち着いていったのである<sup>(12)</sup>。

つまりは、この詔書をどのように受け止めるべきかについて、不安定さと混乱とが露呈される状況が現出していたのであった。

それでは、『勅語衍義』の著者・井上哲次郎は戊申詔書をどのように捉えようとしていたのか。以下、彼の理解を見ていきたい。

まず、井上は『教育時論』1909年1月5日号に発表した「戊申詔書と国

民の覚悟」の中では、「教育勅語は教育社会に於て、現在は勿論、未来永遠に服膺し奉るべきものなりとす。然るに斯戊申詔書は日露戦後の社会に下し賜はりたるものなり」と語っていた。この表現から伺えるのは、重んずべきは教育勅語であり、戊申詔書は時代限定的な存在である、という理解である。一方、同じ論考の別の箇所では、この詔書は「五箇条の誓文、軍人勅諭、教育勅語とともに、国民一般の平素服膺すべき、最も重大なる詔勅」である以上、世間が「勤儉詔書」と呼ぶのは、あまりに通俗的理解であり間違いである、との警告を発していた。また戊申詔書の独自性として、教育勅語に無かった「列国との交際和親」、「勤儉自彊」の要素が新たに加わったことを指摘するとともに、「彼の勅語に見えぬ所をば、此の詔書で補って行かねばならぬのでありますから、矢張教育上の聖典として、尊重せねばなりません」と、戊申詔書の補完的性格を語っている。

とは言え、戊申詔書評価が教育勅語無意味論にまで行き着くことを懸念したのか、別の論考では、「戊申詔書を普及させる為、教育勅語を怠ってはならぬ。戊申詔書を余りに奨励する為、教育勅語を一時怠るの傾きはないか。(略)後から出た詔勅は前の詔勅を打ち消すと云ふ様なことは、勿論あらう筈がないのであります」との牽制もせざるを得なかった<sup>(13)</sup>。

また井上は、自身の門弟である藤井健治郎と共に著した『戊申詔書述義』(1912年4月)中では、このように語っている。外国の花実のみを模倣しようとするのは良くない。しかし、その一方で「反対に我が皇祖皇宗の遺訓と国史の成跡とのみを観て、他は習ふに足らずとなすは、根幹異なるが故に耕耘・施肥・灌漑等培養の術も学ぶに足らずと為すものにして、其の見解の陋なる共に語るに足らず。我等は常に自己を忘れざると共に他人を顧みるの念慮なかるべからず。我等教育者は一意、教育に関する聖勅を奉体して、児童を教育する外あるべからずといへども、其の如何にして彼等を教育すべきかの工夫に至りては、広く世界の研究に徴して、其の最善最良の法を取るを怠るべからず」、云々。

つまり、ここでの井上は「教育勅語」だけに拠るのではなく、教育法は「広く世界の研究に徴」すべきであると主張するのであった。井上は日清戦後ある時期、往時に流行の兆しを見せていた「世界主義」を難じていた<sup>(14)</sup>が、

日露戦後には、彼自身がある意味において「世界主義」的立場へ肉薄していくとも言えるのである。

1911年10月の論考では、教育勅語をめぐる現状について、以下のような見解を率直に述べている。「近来教育勅語に付て彼是批評する者があります。

(略) 彼是教育勅語に対して不満を言ふ者がある。是は臣民として公然不満と言ふやうなことは甚だ不穩当なる事でありますからして公然は言はないが、隠然言ふ者がある。マア小さな範圍に於ては何うかすると公然、言ふ者がある。夫等は多くは宗教家であります。(略) 或人は教育勅語に列挙してあるやうな道徳は昔の封建時代の道徳である。今日はモウ、アア云ふ事では行はれぬ。今日は今日の新時代に適應したる道徳が必要である、といふやうな事を言ふ者がある。マア夫等の人の意味して居るのは多くは個人主義などを私かに善しとして居る処からさう云ふ事を言ふのであります。それで教育勅語の解釈といふものは時代に依て多少変更して新なる風潮に適應する様にして行かんければならぬであらうと考へられます。』<sup>(15)</sup>

ここでの井上は、教育勅語は「永久の聖典」であるものの、「個人主義などを私かに善し」とする批判が存在するので、新しい風潮に適應するような勅語解釈に変更をしていく必要がある、と表明している。以降で見えていく『国民道徳概論』(1911年7月講義、12年7月出版)においても「教育勅語は、国民道徳の粹である。しかし、色々不足を言う者もいる。それに対し、教育者は色々な批評に対して自己の立場を明かにする丈けの覚悟が必要」との供述をしている。第一次世界大戦後には、「従来の教育勅語を以って、新附の民族—朝鮮、台湾の如き—を教育するのは、誤であると思ふ。(略) 最も良き方法は国是の修正である。修正して新附の民族に与へる事である」と発言し、植民地には、別個の「教育勅語」を与えるべきとまで主張する井上であった<sup>(16)</sup>。

すなわち、井上哲次郎は、教育勅語を最重要の勅語と位置づける認識は保ちつつも、それを補修するがごとく発布された戊申詔書との間で、教育勅語に対する評価に揺らぎが看取できるのである<sup>(17)</sup>。

## 二 日露戦後社会への井上哲次郎の問題提起とその揺らぎ

### 1 井上哲次郎『国民道徳概論』(1912年)における「家族主義」論

本章では、日露戦後に井上哲次郎が提唱しようとした概念から、井上の思想的揺らぎを看取していきたい。

まず、「家族主義」である。1891年の『勅語衍義』で、その「萌芽」が見られたとの指摘を先に行ったが、井上の代表的著作の一つである『国民道徳概論』においては、「家族主義」と称せられるべき内容が固まっている。曰く、家族制度には、「個別家族制度」と「総合家族制度」があり、後者は「家長制度」を取っているのだから、「祖先崇拜」が看取できる。さらに日本の国家(国体)自体が家族のアナロジーになっており、忠孝一本の道徳がそこを貫いている。日本の家族制度の特色はそこにあるのだ、云々。ここでは、国家を家族の延長とする所謂「家族国家観」が明確に主張されていた。

ところが、井上は「家族主義」のみを一方向的に礼賛するのではなく、本来対立する存在との図式でしばしば語られていた「個人主義」を、「家族主義」と接合させようとする試みも提唱している。「日本の家族主義には、独立心・権利思想の欠如という弊害もある。それらは西洋の個人主義から摂取すべきであろう。すなわち、日本の家族制度を基礎に個人主義を加味塩梅し、両者を調和させるのが良い、と<sup>(18)</sup>。

井上は、「総合家族制度」を日本の特質とするも、それを万邦無比の存在と特化するのではなく、西洋思想の「独立」や「権利」観念を取り入れる必要もあると述べるのであった。

ちなみに、『国民道徳概論』「第12章 国民道徳と人道」の中では、「国民道徳と云ふのは、特殊の国民がその特殊の歴史、境遇等に応じて実行する道徳」と定義し、また「人道」については、「広く世界の人類を通じて、当に行はんければならぬ所の道」とした上で、両者は不可分の関係にあること、「正しき国民道徳と正しき人道との間には、寧ろ当然融合すべき性質が存して居る」ことを強調している。「家族制度」と「個人主義」もこうした理解によって、「調和」が図られるべき存在であるとの提起がなされたのであろう。

## 2 同時代における「家族主義」批判と井上の腐心

井上が『戊申詔書述義』を弟子の藤井健治郎と発刊したことは先に触れた。その藤井が、『中央公論』1908年9月号に「家族主義に対する疑問」という論文を発表している。その中で、「いわゆる家族主義とは、個人よりも家を主体に考える意味を持つ。しかし、現代社会の大変貌により、存続が難しくなっているので、他に国威を増し、国力を発展させる拠り所を設定すべきである」という主旨を述べ、「家族主義」を「拠り所」とすることが最早困難であるかの認識を示していた。「家族主義」を鼓吹しようとする井上とは相反するかの見解と言える。

倫理学者・藤井に対しては、今日「道徳は個人の倫理的自由には根ざす自律的なものでなければならぬ。権力や圧迫をもって求められた服従は、道徳的服従ではなく、むしろ倫理的自由の敵である、という立場をとっていた」という評価が与えられている<sup>(19)</sup>。ここに引用した藤井の家族主義批判は、確かにこうした観点からのものであったと言えよう。

藤井健治郎のような見解も、一方で流布しつつあった日露戦後社会では、井上が望んでいた「家族主義」論は、必ずしも安定的地位を確保できた訳ではなかったのだ。そして、こうした思潮が背景にあったためか、井上自身も、「家族制度」理解をめぐり、やや混乱した議論を展開している。

すなわち、『東亜之光』1911年3月号に発表した「現代思想の変化に対する覚悟」と題する論考では、「昔の家族制度を其の儘保存して行くことは到底むつかしい」。また「国民道徳よりもっと広汎なものがある。例へば忠孝と云ふやうなことは国民道徳としては大事なことであるが、忠孝ばかりでは足らぬ」と述べる。ここでは、「忠孝」道徳や「家族制度」も時代により変化を余儀なくされていくという認識が明確に吐露されている。とりわけ「忠孝ばかりでは足らぬ」の発言は衝撃的と言えるものである。

しかし、同じ『東亜之光』9月号では、「忠孝は家族制度の産み出した国民道徳であります。家族制度を維持するためには亦忠孝でなければ出来ないことである」と述べ<sup>(20)</sup>、「忠孝」と「家族制度」が切っても切れない関係にあるという認識を示している。

これらは、時系列的に見れば相矛盾した発言になるが、これらは「大逆事

件」発生などの思想的大事を受けた井上が、「現代思想の変化」にどのように対処していこうとするのか。その戸惑いや揺らぎが現れたものと理解して良いだろう。

### 3 「民本主義」論の提唱

このような時代への模索的対応という意味では、明治末から大正初期の政治状況を背景に、井上が「民本主義」概念の先制的取り込みをしていることにも注目される。

『東亜之光』1913年2月号誌上で、井上は「臣民にヨリ多くの権利を与へるやうなことがないと云ふと如何なる椿事を惹起こすやも分らぬのであります。民主と云ふことは日本の従來の歴史から見て決して如字的に了解して言ふべきではないのみならず、憲法によって亦然りであるけれども、古來『民は惟れ邦の本なり、本固ければ、邦寧し』と云ふやうに民本と云ふ意味に解釈するのは差支ない。さうして昔より一層臣民の福利を重んずべきである、是れは時勢の変化の爲めである」と述べた<sup>(21)</sup>。井上は、「時勢の変化」に応じ、「臣民の権利」や「福利」を拡大すべき旨を積極的とは言えないながらも主張するのである。

さらに同誌4月号では、「一体憲政の実現と云ふことと言ひますれば、何うしても斯かる元老會議のやうなものがあるべき筈でない。さう云ふものを一掃して了ふでなければ、憲政の実現は難しいのであります」と、「憲政擁護論」的な主張さえ展開している<sup>(22)</sup>。

「民本主義」と言えば、吉野作造の代名詞のようにになっているが、吉野がこの字句を本格的に使い始めたのは、『中央公論』1916年1月号に掲載した論文「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」においてであったとされる。また「民本主義」という字句を最も早い時期に使用したとされるのは、明治末期の茅原華山とされる<sup>(23)</sup>。井上哲次郎の立場は、「衆議院は安全弁である。其安全弁であると云ふことを了解して、妄に圧抑することの無いやうにしたい<sup>(24)</sup>」という認識に由来するものであり、「椿事を惹起こす」ことを未然に防ぐための対応であった。したがって、井上の「民本主義」使用は、吉野のような「革新」的意図が込められていたわけでは勿論ない。しか

し、現実の政治的思想的状況に即応する形での改良主義的発想としては、早い使用事例と言えるだろう。

井上はこうした同時代の思想的政治的变化を汲み取りながら、自身の「道徳」論を展開させていくことになるが、それらは『国民道徳論』の改訂作業の中にいくつか看取できる。次章では、それを追うこととする。

### 三 井上哲次郎による『国民道徳概論』改訂作業とその思想

#### 1 日露戦後社会における「国民道徳研修会」と井上哲次郎

『国民道徳概論』（1912年8月）序文に記されている出版経緯とその後の改訂過程を一覧にすると、以下のようになる。

- ① 1910年7月2日～15日 東亜協会主催の講習会で「国民道徳の研究」を講ずる。速記記録はしたもの、公刊はせず。
- ② 1910年12月5日～13日 小松原文相の命で、師範学校修身科担任教員のため、「国民道徳の大意」を講述する。しかし、こちらも公刊はしていない。
- ③ 1911年5月23日～26日、東京府下小学校長のための修身科講習会で、穂積八束、吉田熊次とともに講義を行う。この時の三者の講義速記は、のちテキスト『国民道徳大意』として、同年7月に発刊された。
- ④ 1911年7月26日～30日 文相の命で、中等教員講習会として、「国民道徳概論」を講述し、それを1912年8月に『国民道徳概論』として出版した。
- ⑤ ④著作を1918年2月、『増訂国民道徳概論』と改めて出版する。
- ⑥ 1925年9月 『我が国体と国民道徳』を出版。しかし、同書は、1926年9月、その「三種の神器」記述などが「不敬」にあたるとして、頭山満らが批判。同年10月には回収命令が出され、27年1月に至り、発禁となる。
- ⑦ 1928年9月、⑤の改訂版として、『新修国民道徳概論』が出版される。

ここに見るように、『国民道徳概論』は、学校教員向けの講習会の速記録として編まれたものであり、のちには高等学校や師範学校の教科書に使われ

るなどして版を重ねていった。つまり、修身教育の骨格を成す重要な著作という位置づけがなされたのである。

## 2 井上哲次郎の「国民道徳」理解—1912年版『国民道徳概論』より

本稿では、④1912年版と⑤1918年版、さらに⑤と⑦1928年版において、どの部分が加除改訂されたのかを分析し、井上哲次郎が明治末から大正期にかけて、どのような「道徳」を発信しようとしたのかを明らかにしていく。

まず、井上が発刊した『国民道徳概論』の目次構成を紹介すると、以下の通りである（12年版と18年版は同じ。28年版は一部変更されているが、それは後述）。

序論／第一章 国民道徳の意義／第二章 国民道徳と倫理学説／第三章 国体と国民道徳／第四章 神道と国体／第五章 神道の起源、発達及び傾向／第六章 武士道の歴史、特質及び将来／第七章 家族制度と祖先崇拜／第八章 家族制度と個人主義／第九章 家族制度と社会主義／第十章 忠孝一本と国民道徳／第十一章 国民道徳の変化及び将来／第十二章 国民主義と人道／第十三章 国民道徳の基礎／第十四章 日本戦捷の原因／第十五章 国民性批判／結論／付録。

1912年版『国民道徳概論』の「序論」では、まず「国民道徳の研究が特に今日必要となって居ります次第」として、三点が挙げられている。

- a. それは国民教育において、主要な地位を占めているためで、「個人教育と団体教育即ち国民教育とが併び行はれて、初て教育の真の目的が達し得られる」。
- b. 「国民道徳は民族的精神の顕現」である。「民族的精神が次第次第に歴史的に発展して、其社会に現はれて来たものである」。
- c. 国民道徳は一般倫理学から看過されている。国民道徳を自然に疎外して研究を怠る状況である。「何うしても、倫理学を建設する以上は、余程西洋の倫理学者の考と東洋従来の道徳の考とを併せて建設して来んければならぬ」。つまり、折衷主義的手法により「国民道徳」を確立すべき旨を主張し、それに伴って、学知としての「倫理学」の確立も目指すべしと言う。

これらの発言から読み取れるのは、「国民道徳」は「民族的精神の顕現」ではあるが、所与の存在ではなく、「創られた/創りあげる」存在であるという認識であろう。

また、井上は「国民道徳」を形作る要素として、「日本固有の民族的精神」・「儒教」・「仏教」・「西洋文明」の四つを挙げている。そして、「固有の民族的精神」が「真髓骨子」であり、「一番重なる要素」と言った後に続けて、「此民族的要素といふものは、ナカナカ強大な実行的精神でありますけれども、内容は段々外部から借りて来て居ります。即ち儒教と仏教、此の二つのもが此内に次第に包摂されて、日本従来の国民道徳といふものが出来て来て居ります。「国民道徳といふものも次第に変遷且つ発達して来るものであります。既に儒教が輸入され、仏教が輸入されて、国民道徳といふものは余程発展した形跡が有るのであります。さう云ふ有様でありまして、明治維新以来西洋の文明を輸入することになりまして、国民道徳といふものが一層の発展を来すやうな状態になって参りました」と述べ、その折衷性を強調した。ただ、西洋文明については、「国民道徳の発達を大に助けるもの」と「破壊するやうな不健全なる思想」があるとの注意を喚起している。

つまり、井上は、その「国民道徳」の核になるべき「民族精神」の内実とその特色について、日本「固有」の独自性超絶性に求めるよりも、包摂性柔軟性折衷性に見ている観が強いのである。

### 3 第一次世界大戦期における『国民道徳概論』改訂とその特色

本節では、1912年発行版（以下「12」）と1918年発行の「増訂」版（以下「18」）の改変点とその特色をまとめていきたい。日本語表記の微細な変更箇所は除いた異同表を作成し、本文末に別掲しているが、本文中では特に重要と思われる八ヶ所について、以下、言及していきたい。

(1) 「第三章 国体と国民道徳」において、日本「国体」の特質を他国との相対において捉えるかの議論を提示している。

12では、「尤も露国などは少し日本と似た処がある。露国は一種特有なる政教一致の国体を成して居る」として、帝政ロシアの「国体」と日本の「国体」との近似性が示唆されていた。しかし、18ではロシア革命の遂行を受

けたためか、その箇所はすべて削除されている。その一方で、孔子子孫やローマ法王等、代数が長い系譜同士の比較が増補されている。

日本の「国体」は、昭和期に入り、「治安維持法」(1925年)の濫用などにより、その特殊性・隔絶性を高めていったとされる<sup>(25)</sup>が、同書が増訂された第一次世界大戦期においては、必ずしも特殊性を強調しない形での議論展開がされていたことが分かるのである。

(2) 「第四章 神道と国体」において、「天壤無窮」の国際比較による特異性説明を改変している。

12では、日本の「天壤無窮」の特異性を際立たせるためか、「例外」をひとつ程度に押えていた。一方、18では、さらにその特殊性を強調する意図の下か、ヘブライ民族や中国の周・秦の時代にそれぞれ「天壤無窮」と理解できる理念が存在したものの、それは現実には「無窮」でなく、日本とは大きく異なるものである由を述べている。

(3) 「第四章 神道と国体」および「第五章 神道の起源、発達及び傾向」において、「神道」の「宗教」性の脆弱さを表明している。

12では、「神道に真の威力なる者があるとするれば、それは国体と関係ある側である。ただ宗教としてではなく、日本国家の運命と関係している点が神道の生命である」といった主旨を述べながら、「一体宗教としては神道は幼稚な者であります」と断じている。さらに、「仏教や耶蘇教のやうな宗教と比べますと、神道は宗教としては迥に低いのである、其側に於て競争の出来ないやうなものである」とも主張している。しかし、18では、こうした口調をやや弱め、「是迄の神道は幼稚な感があります」、「宗教としては見劣りがする。尤も今度神道を革新して大に発展せしめたならば何うなるか分らぬけれども、今迄の神道はさう偉いものではない」へと書き換えた。さらに神道が「革新」を果たすためには、淫祀邪教的の神道は「寧ろ之を撲滅する」べしと強圧的な発言をするのである。

神道が国家の運命と関連しているとしながらも、「宗教」としての神道にはあまり期待を持っていないかの井上であった。神道至上主義者からは、「不敬なり」と猛烈な批判を浴びそうな発言ではあるが、井上は「邪教」的で俗的な部分を排した段階で、神道はようやく「宗教」として評価の緒に就

くことができると理解していたようである。

(4) 「第七章 家族制度と祖先崇拜」において、「日本の家族」を「西洋の家族」と比べ、その優位性を強調した。特に、18では、家を構成する五要素および西洋と異なる要素五つが、具体的に補足されている。西洋思想が明治期以上にさらなる流入を見せた第一次世界大戦期において、西洋と異なる要素をより明確に打ち出す必要を感じたのであろう。

(5) 「第十章 忠孝一本と国民道徳」において、「民本主義」「民主主義」と「君主主義」との融和と懸隔を示している。

12では、「民本」は「民主」と同じであるという理解を示し、「民主主義」は「君主主義」と調和できると断言していたのに対し、18では「民本主義」と「君主主義」は調和できるが、「民主主義」は両立し難い、へと重要な改変を行っている。この6年間の「デモクラシー」進展が、当初の（本稿第二章第3節の「民本主義」をめぐる議論と同様の）説明では対応できないと考えたことが明らかになる。

また、忠孝は時勢に合わせた解釈をしていけば、「扞格する所が誠に少いやうに」なる云々から、「誠に縦横自在で毫も扞格する所がない」とより強い表現に変えられている。

(6) 「第十四章 日本の戦捷の原因」において、日露戦争勝利の原因数を増加させている。

12では、勝利要因として13項目が挙げられていたが、18では、そこに「訓練熟達」と「非基督教徒」の二つが加えられ、15項目となった。特に、後者がこの時期に改めて付け加えられ強調されている点は確認しておきたい。

(7) 「第十五章 国民性批判」において、項目数が増加している。

12では、芳賀矢一の『国民性十論』などを参考に、「国民性」が13項目にわたり論評されていた。18には、「没我性」の一項目が追加され、その性向があるがため、「日本国民」は独立自由論よりも自己犠牲を重んじている、と書く。「批判」というよりも評価に近いような説明と言える。

また12で既に指摘されていた「依頼性」の項目に対し、18で行われた加筆内容には注目される。つまり、「自己の運命は自己自身で開拓して行くやうな雄大な独立自由の精神がなくてはならぬ。いつまでも依頼心を存して居

ると云ふことは国民性のいけない側』であるとの自省を求めているのである。ある意味で、「戊申詔書」に積極的な意味づけを与え評価する見解と相呼応するものである。

また「狭小性」の加筆部では、「相互に排擠して喜びやうな島国根性」を批判し、その一方で、「米国人が兎角大規模の事を企画するのと正反対をなして居ることが多い」と断じている点にも注目される。第一次世界大戦期においては、日本人移民規制をめぐり米国への批判の声も高まりつつあったのだが、井上は、「島国根性」との対比で評価するのであった。

(8)「付録 第一 国民道徳と南北朝問題」において、天皇擁立の濫用を強く批判する箇所などを加筆している。

以上、八点を一瞥してきた。とりわけ(1)の「国体」を世界の中で捉えようとするかの議論、(3)の「神道は幼稚なもの」とした議論、(5)の「民本主義」をめぐる議論などは、第一次世界大戦期に『国民道徳概論』改変を通じて、井上が訴えようとした新たな展開として押さえておくべき問題群であろう。

#### 4 昭和初期における『国民道徳概論』の改変と「不敬」事件

次いで、1918年の「増訂」版と1928年の「新修」版の相違を見ていくが、この両者の相違点は明確である。1918年版で「第九章 家族制度と社会主義」とされていたのが、28年版では「第九章 社会改造の諸主義と国民道徳」へ表題が変えられ、章のページ数も10ページから73ページへと大幅に増やされた点に尽きる。

「新修」版の「序」によれば、1923年の関東大震災により、「増訂」版の「製本と紙型」が焼失してしまったために、新版発行を決意したという。その際、九章を書き変えたのだが、その理由は「社会主義、共産主義、過激主義、無政府主義及びサンヂカリズム等の如き社会改造の諸主義が、如何なる欠陥弱点を有するものであるか、(略)大戦後、我邦に勃興せる社会問題及び思想問題を取扱って是迄国民道徳に関する問題中、欠陥となって居った点を補ったのである」と弁述した。つまり、18年版の叙述では対処できない部分を大幅加筆したというのだ。1922年には日本共産党が結成されているが、そうした状況を引き合いに出すまでもなく、旧版の「社会主義」という

範疇だけでの説明および批判では不十分と認識したのであろう。

しかし、改変点はそれだけで、他の章については、加筆変更は認められない。それ以外の箇所は、18年「増訂」版の改変で、第1次世界大戦期（以降）の思想状況への対応が可能と考えたと思われる。

ところで、1918年「増訂」版と1928年「新修」版の間に、井上はもう一冊重要な著作を出している。『我が国体と国民道徳』がそれである。1925年9月に発刊されたこの書籍は、翌年9月ころから、頭山満などの国家主義者から、「三種の神器のうち、鏡と剣は失われてしまい、現存するのは模造である」などと記した部分が「不敬なり」との猛烈な批判を受け、27年1月には発禁処分を受けることになる<sup>(26)</sup>。

ちなみに『我が国体と国民道徳』「序」では、このような認識が語られている。

「我が国体の事は、疾くに分り切ったことのやうに思つて、其实是能く之を知らない者が多い。或は其精神的方面を度外視して単に皮相的に考へたり、或は英国又は旧独逸帝国若くは旧露西亜帝国などと一様に見做したり、或は民主思想と如何なる意味に於ても氷炭相容れざる過去の遺物と想像したり、其謬見誤想に想到すれば、実に種々様々である」。

「国民道徳てふものを正しく解釈する時は、決して国際道徳や国際教育と矛盾干格するものではないのみならず、国民道徳を進展完成することは、やがて国際道徳や国際教育を裨補する所以であり、又永久平和に進み行く段階ともなる次第である」。

「顔付は矢張り日本人のやうであるけれども、頭の中は疾くに外国の思想に征伏されて、大和魂は何時の間にか抜取られたやうな者が次第に多くなって居るやうである。斯る時代であるからには、何うか今後我が国民の新なる文化世界に雄飛し得るやうに大に建国以来の大精神を喚起したいものである」。

ここで、語られている内容—国体は「民主思想と相容れざるものではない」、国民道徳は国際道徳や国際教育と矛盾するものではない—などは、実は『国民道徳概論』の中で語られてきたコンセプトとさほど異なるものではない。

「はじめに」で紹介した森川輝紀氏は、『我が国体と国民道德』は、『国民道德概論』における皇統一系という血統の重視から、王道（仁政）の実施という精神の重視、「民本主義」や「人道主義」が国体に根ざすことへの主張へと、ポイントを移したことを指摘し、しかしながら発禁処分後に出版した『新修 国民道德概論』では、明治末期の「伝統的国体論の後退することになる」と見る。そして、井上が差し替えた「第九章 社会改造の諸主義と国民道德」での議論を引証し、「万世一系、王道主義の国体にあつては、階級的の矛盾など歴史的に存在したことがない」とした上、「井上は明治末期の伝統的国体論によって、社会改造主義を切り捨てる旧来の立場に戻っていく」<sup>(27)</sup>とまとめている。

森川氏は、大正期の井上の国体論が血統論から王道論の主張に転じた理由を、大正天皇への不安に由来させ、その改造は「不敬事件」で挫折したとも指摘している。筆者はその見立てについては一つの状況として間違いとは思わない。しかしながら、発禁後の出版となる『新修 国民道德概論』においても、「民本主義が君主主義と調和しうる」という議論は失われておらず、「王道主義」的改造を完全に放棄したとは認められないと筆者は考える（そもそも「王道主義」的記載は、1912年版にも看取できる）。

さらに『我が国体と国民道德』が発禁処分は、井上の社会的影響力の低下につながったという議論もある。しかし、1928年9月発刊の『新修 国民道德概論』は十数度の増刷を見ている現実も無視できない（筆者が所有する版は、1939年8月の増訂14版である）。『国民道德概論』改訂版は、「不敬事件」という致命的と思えるスキャンダルを経ても、昭和戦中期の社会に受け入れられる要素を有し、流通し続けた。そして、それは「時勢の変化」に可能な限り対応しようとした井上哲次郎の改訂作業が、ある意味では奏功を見た結果とも言えるのであろう。

## おわりに

井上哲次郎の「不敬事件」を批判した同時代の論考の一つに大村哲太郎「余の観たる井上博士—不敬著書事件に就いて」<sup>(28)</sup>がある。大村は、「井上氏の思

想は始から疑はしい。「内藤恥叟翁などは久しく井上は皇室に対して禍心を包蔵せるものなりと憤慨して居た」。「彼は全く時代思潮の追随者で、彼自身の見識も意見も有るものではない」などの批判を浴びせた。さらに、同書の読後感についてこうも書いている。「成程是は怪しからぬ。彼れ井上氏は何時の間にこんな物を書くほどに、それも国民道徳と銘を打って、全国の児童の頭に植えつける様な書物に書く程に悪化したらうか」。「こんな物を発行して以来一年間放棄して置いた事は、我等も迂闊であった」。「震災前に出版して居た国民道徳概論には国体破壊の恐ある言論は殆ど無い」云々。

大村が井上に貼り付けた「時代思潮の追随者」というレッテルは、本稿がこれまで挙げてきた井上のある側面をいみじくも確実に捉えるものである。逆説的ながら、正鵠を突く議論展開であると言うほかない。そして、井上哲次郎の発言・論考を追ってきた本稿は、大村の「迂闊」さを、大村の気づいていない処にまで遡って指摘することになる。すなわち、日露戦後から第一次世界大戦期における井上は、『国民道徳概論』をはじめとする諸論稿において、「一年間」のみか二十年來「こんな物」（場合によっては「国体破壊の恐ある言論」）を書いていたのである。1920年代半ばに「不敬」扱いされるに至った段階で、ある種の人々が、井上は復古的保守主義を有する同志ではなかったという認識をようやく抱くに至る。つまり、その時々「時代思潮」を見定め、それに「追随」し、ある場合には抗いながら「国民道徳」を模索し、形作ろうとしたのが、井上の面目であったというのが、本稿が得た一つの見通しである。

先行研究との関連で言えば、本稿の議論は、渡辺治氏や森川輝紀氏が指し示した方向を大きく修正するものではない。しかし単なる「挫折」という言葉で片付けられない自著改訂作業の継続の意味は、改めて確認されるべき問題であろう。すなわち『我が国体と国民道徳』の発禁を挟み込む前後の時期に、井上哲次郎は『国民道徳概論』改訂作業を敢えて行なうなかで、それぞれの版で、肅々と「時勢の変化」への対処を図ろうと試みていたことへの注視は必要と筆者は考えている。また、そうした井上の思想的営為に、例えば大正天皇個人への不安という要素が含み込まれていたとしても、日露戦争後の社会的思想的変動という大状況を見据えての『国民道徳概論』出版（1912

年)であったことは、その原点として認識されるべきであろう。

近代日本の「国民道徳」の「知の系譜」上に、井上哲次郎を位置づけようとした関口すみ子氏は、「不敬事件」で問題とされたのは、「三種の神器」叙述ではなく、「むしろ次にあげる部分であったと思われる」として、ドイツ・オーストリア・ロシアが共和国等に転じ、「斯様に国体と云ふものが、ガラリガラリと一変して行くのを引き続いて見た」と井上が書いた箇所の問題性を指摘する<sup>(29)</sup>。しかし、もしこれが「不敬」の中核と認識されたとすれば、1912年以來の『国民道徳概論』中にも、「不敬」との非難を受けそうな例話は、数多く看取できることも本稿で見てきた通りであり、その意味においても『国民道徳概論』での主張内容にはさらに吟味が加えられるべきであろう。

井上哲次郎について検討すべき問題は、まだ多く残されている。本稿ではその予備的作業として、『国民道徳概論』の改変とその意味合いを示したに過ぎない。

## 注

- (1) 井上の経歴を簡単に記しておく。筑前・大宰府で医者の子に生まれ、少年時から儒者に漢籍を学ぶ。後、長崎に遊学し、1871年、広運館で英語を習得。そこで優秀な成績を挙げ、75年東京開成学校に入学、77年には新設された東京大学文学部哲学科に入る。卒業後、文部省編集局で「東洋哲学史」の編纂にあたったが、84年、ドイツ留学を命ぜられ、6年滞在の後、1890年帰国し、帝国大学文科大学教授に就く。以降、哲学思想界に大きな影響を有したが、1923年、68歳で東大を退職。のちも、大東文化学院総長、貴族院議員などを歴任し、その力が衰えることはなかった。しかし、『我が国体と国民道徳』筆禍事件で1926年9月に公職を辞めざるを得なくなり、以降、著述活動に従事した。

なお、哲学者としての概略と功績については、伊藤友信「井上哲次郎」(『近代日本哲学思想辞典』東京書籍、1982年)が詳しい。また、平井法「井上哲次郎」(『近代文学研究叢書54』昭和女子大学近代文学研究室、1983年)は、井上の著作目録を網羅充実した論考である。

- (2) 船山信一『日本の観念論者』英宝社、1956年、同『明治哲学史研究』ミネ

ルヴァ書房、1959年。

- (3) 大島康正「井上哲次郎」『日本の思想家（中）』朝日新聞社、1963年。
- (4) しかし、近年では、近代日本の「学知」形成の観点から、磯前順一氏『近代日本の宗教言説とその系譜』（岩波書店、2003年）、中村春作氏「近代の『知』としての哲学史—井上哲次郎を中心に—」『日本の哲学』第8号、2007年、などが井上を捉え直そうとする論考を発表している。また関口すみ子氏も、福沢諭吉—井上哲次郎—和辻哲郎という知の系譜に載せて、井上の「国民道徳論」を再吟味しようとする議論を行っている。その見立て自体は興味深いものがあるが、関口氏の井上観は、結局「批判者をめざとく見つけて突撃していくその姿は、勅語の番犬であったと言って過言でない」という表現での処理にとどまっている（関口『国民道徳とジェンダー』東京大学出版会、2007年）。
- (5) 沖田行司「国民道徳と世界道徳—井上哲次郎」『日本近代教育の思想史研究』日本図書センター、1992年。なお、沖田氏は、『日本思想史辞典』（ペリかん社、2001年）で、井上の執筆を担当しており、「国民道徳としての『教育勅語』の限界を悟り、人類の一員としての世界道徳の必要を説く。「現象即实在論」の学説を採用し、国民道徳という「現象」の中に世界道徳である人道という「实在」が一体となって実現されるという論理を構築し、国民道徳と世界道徳の矛盾を解消しようとした」とまとめている。
- (6) 渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説」『社会科学研究』（東大）30-5、1979年。
- (7) 森川輝紀「大正期国民教育論に関する一考察—井上哲次郎の国体論を中心に」『日本歴史』1986年12月号。
- (8) 見城「近代詔勅のなかの戊申詔書」（岩井忠熊・馬原鉄男編『天皇制国家の統合と支配』、文理閣、1992年）、また、見城「日露戦後—大正前期の『道徳』と『宗教』の思想史的位相」『日本史研究』487号、2003年。
- (9) 石田雄『明治政治思想史研究』未来社、1954年、唐沢富太郎『教科書の歴史』創文社、1956年。
- (10) 小股憲明「日清・日露戦間期における新教育勅語案について」『人文学報（京都大学）』64号、1989年。立命館大学編『西園寺公望伝』第2巻、1991年、岩波書店。
- (11) 牧野「奉読 詔書所感」『教育時論』1908年11月5日号。

- (12) 前掲、見城「近代詔勅のなかの戊申詔書」。
- (13) 井上「戊申詔書大義」『帝国教育』323号、1909年4月号。
- (14) 井上「教育上における世界主義を難ず」『日本主義』1号、1897年。
- (15) 井上「教育勅語に関する所感」『弘道』235号、1911年10月号。
- (16) 井上「教育勅語に修正を加へよ」『教育新聞』1919年5月5日。
- (17) こうした観点は、近年の教育史の動向、たとえば、佐藤秀夫編『続・現代史資料8～10 教育 I～III』みすず、1994～95年、等とも相呼応するところがある。
- (18) 井上「個人主義と家族主義とは如何に調和すべきか」『教育時論』1910年7月5日号。
- (19) 鶴沼裕子「国民道徳論をめぐる論争」今井淳編『日本思想論争史』ペリカン社、1979年。なお、冒頭に挙げた関口すみ子の著作では、藤井のこうした思想を和辻哲郎につながるラインとして捉えている。
- (20) 井上「我国体と家族制度」『東亜之光』1911年9月号。
- (21) 井上「国民思想の矛盾」『東亜之光』1913年2月号。
- (22) 井上「憲政の実現と建国の本義」『東亜之光』1913年4月号。
- (23) 太田雅夫『資料 大正デモクラシー論争史』新泉社、1980年。茅原健『茅原華山と同時代人』不二出版、1985年。
- (24) 井上「国民思想の矛盾」『東亜之光』1913年2月号。
- (25) 奥平康弘『治安維持法小史』筑摩書房、1977年。
- (26) 前掲注(7) 森川論文。高橋陽一「井上哲次郎不敬事件考」(寺崎昌男編『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、1993年)。前掲、関口著にも言及がある。
- (27) 前掲注(7) 森川論文。
- (28) 『日本及日本人』1926年11月号に所載。なお、大村の人物像については、不詳。
- (29) 前掲、関口著書。

### 〔付記〕

本稿は、立命館大学人文科学研究所「井上哲次郎研究会」での報告を再構成したものである。

【付表】井上哲次郎『国民道徳論』、明治45(1912)年版、大正7(1918)年版の記述の異同比較表

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>《第3章 国体と国民道徳》 p 82~83</p> <p>(略—日本は建国以来二千五百七十一年の歴史を持つ。支那や印度は四千年以上の歴史を持っているが、切断されている。支那は易姓革命の国だが、日本はそうではない。天皇及皇族には姓がない。) 名あって姓なしといふのは、おそらく日本丈けであらうと思ふ。日本丈けはさう云ふ特色を有って居る。</p> <p><u>尤も露国などは少し日本と似た処がある。露国は一種特有なる政教一致の国体を成して居る。所が日露戦争後、彼処は憲法を制定して、少々立憲政体のやうな態度を取ったのでありますけれ共、余り成功したやうに見えませぬ。アレが本当に成功して来た時に、露国の政教一致の国体といふものが矢張り依然として存続するやうであれば、政体以外に露国の国体は有るといふ事になる。即ち政体は種々に變へても、露国の国体は毫も變はらぬといふ事であれば、それ丈け似て居るのであります。けれ共、露国と日本との違ひは、日本の国体は自然的に出来て居る。露国は故らにさう云ふ国体を拵へたのである。日本の国体は独り手に歴史と共に出来て来たのであります。其処が違ふ。</u></p> <p>日本の天皇の御歴代の数は百二十一代とするのが定論であります。之を他国の帝王の代数と較べると丸るで比較にならぬ。迎も百代なんと云ふやうな処は別に無い。若し英国は何代で、露国は何代といふやうに帝王の代数を数へて見ると、非常に差の有る事を発見するのであります。</p>	<p>《第3章 国体と国民道徳》 p 83~85</p> <p>(略—日本は建国以来二千五百七十七年の歴史を持つ。支那や印度は四千年以上の歴史を持っているが、切断されている。支那は易姓革命の国だが、日本はそうではない。天皇及皇族には姓がない。) 名あって姓なしといふのは、おそらく日本丈けであらうと思ふ。日本丈けはさう云ふ特色を有って居る。</p> <p>【ロシアとの比較箇所、すべて削除】</p> <p>日本の天皇の御歴代の数は百二十二代とすることになって居ります。之を他国の帝王の代数と較べると丸るで比較にならぬ。迎も百代なんと云ふやうな処は別に無い。若し英国は何代で、露国は何代といふやうに帝王の代数を数へて見ると、非常に差の有る事を発見するのであります。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>さう云ふ訳でありまして、日本の国体は            畜に国体の性質が一種の特色を現はして居            るといふばかりで無くして、其特色は年数            を経るに随って益々顕著となって来るの            である。</p> <p>《第4章 神道と国体》            p 85~89            (略一天壤無窮の神勅の御趣意は、積極            的で国家的。余程日本人の情調を現わし、            日本人の性格に合っている。日本民族の国            家に対する積極的の大理想を最もよく言い            現わしたものである。ある歴史家などは、            後世の「日本書紀」などで創作されたと考            えているようだが、それはあまり価値があ            る批評と思えない。)</p> <p>若し是れが日本紀を編纂する際に拵へら            れたものとするならば、故らに何か其意志            の見えるやうな事になって居るでありませ            う。けれ共、却って「一書に曰く」として、</p>	<p>（略一）英国は、十五代。奥国は三十代。  <u>トルコは三十五代。ドイツは「固より比較            にならぬ。」</u></p> <p><u>米国合衆国の大統領は四年毎に改選するの            であるからして無期限の帝王と同日の談で            ないけれども、それでもウォシントン以来            僅に二十八代である。孔子の子孫は綿々と            して今日迄続いて居る。是れは今の衍聖公            孔令貽に至る迄七十三代である。年数は孔            子以来約二千四百年を経て居るので、我が            皇室と其旧きを争ふ程である。併し代数は            皇統に較ぶれば迥に少い。代数に於て皇統            より迥に多いのは、羅馬法王である。（略）            実に二百六十一代である。（略）孔子の子            孫と羅馬法王は帝王ではないけれども、殆            ど帝王の尊榮にも比すべきものであるから            参考の為に挙げたのである。</u></p> <p>さう云ふ訳でありまして、日本の国体は            畜に国体の性質が一種の特色を現はして居            るといふばかりで無くして、其特色は年数            を経るに随って益々顕著となって来るの            である。</p> <p>《第4章 神道と国体》            p 86~93            (略一天壤無窮の神勅の御趣意は、積極            的で国家的。余程日本人の情調を現わし、            日本人の性格に合っている。日本民族の国            家に対する積極的の大理想を最もよく言い            現わしたものである。ある歴史家などは、            後世の「日本書紀」などで創作されたと考            えているようだが、それはあまり価値があ            る批評と思えない。)</p> <p>若し是れが日本紀を編纂する際に拵へら            れたものとするならば、故らに何か其意志            の見えるやうな事になって居るでありませ            う。けれ共、却って「一書に曰く」として、</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>一つの伝説として挙げてあることが、余程面白い処であらうと思ひます。即ち日本紀編纂の際に出来たものでは無くして、昔から伝って来た伝説を「一書に曰く」として掲げたものである。其伝説は独り日本紀のみ伝へたので無く、忌部氏にも伝はったものと見えて、古語拾遺にも載って居ります。物部氏も知って居ったものと見えて、<u>其の前半は旧事記にも出て居る。</u>(暫く旧事記を物部氏の記録と見て) さうして神勅は教育上ナカナカ重大な関係があります。(略)</p> <p>此の天壤と与に窮り無かるべしといふ事は、私の是迄研究した処では、何うも支那の書物には無いやうであります。但々管子の山至数と云ふ篇に、『与天壤同数』といふことは出て居りますが、何うも皇統と関係は無い。何うも支那には是程偉大なる思想が無かつたやうに思はれる。</p> <p><u>唯々一つ例外はあります。</u>それは秦の始皇本紀に斯う云ふ事があります。『朕為始皇帝。後世以計数二世三世至千万世。伝之無窮』。始皇帝が六国を滅ぼして、天下を統一して、自ら皇帝となりましたけれ共、唯々皇帝で無くして始皇帝となって居ります。</p>	<p>一つの伝説として挙げてあることが、余程面白い処であらうと思ひます。即ち日本紀編纂の際に出来たものでは無くして、昔から伝って来た伝説を「一書に曰く」として掲げたものである。其伝説は独り日本紀のみ伝へたので無く、忌部氏にも伝はったものと見えて、古語拾遺にも載って居ります。物部氏もそれを知って居ったものと見えて、<u>彼の神勅を旧事紀の中に載せては居るが、(暫く旧事記を物部氏の記録と見て、) 稍々其前半と後半とを別々にしたやうな形になって居る。</u>さうして神勅は教育上ナカナカ重大な関係があります。(略)</p> <p>此の天壤と与に窮り無かるべしといふ事は、私の是迄研究した処では、何うも支那の書物には無いやうであります。但々管子の山至数と云ふ篇に、『与天壤同数』といふことは出て居りますが、何うも皇統と関係は無い。何うも支那には是程偉大なる思想が無かつたやうに思はれる。</p> <p><u>但々書の大誥に『嗣無疆大歷服』とあり、それから又畢命に『成周建無窮之基。亦有無窮之聞。』とあるが、畢命は偽作であるから姑く之を措くとするも、大誥の趣意によれば、周の世には無疆とか無窮とか云ふやうな觀念はあつたらしい。併し逆も我神勅に比すべき程のものでもない。それに周は八百七十二年(一説に八百六十七年)で亡びて居る。無疆でも無窮でもなかつたのである。</u></p> <p><u>それから今一つ支那には無窮の例があります。</u>それは秦の始皇本紀に斯う云ふ事があります。『朕為始皇帝。後世以計数二世三世至千万世。伝之無窮』。始皇帝が六国を滅ぼして、天下を統一して、自ら皇帝となりましたけれ共、唯々皇帝で無くして始皇帝となって居ります。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>即ち始の帝王である。</p> <p>(略—しかし、実質的には二世で滅びてしまった。) 逆も万世なんといふ処ぢや無い。無窮は尚更駄目な事であります。そんなに早く滅びて了った。</p> <p>日本の神勅はさう云ふ者とは天淵霄壤の差がある。さうして此の神勅に見えたる大理想が次第次第に実現されて、年と共に其効果が偉大となって来る有様である。それを自覚する処に、神道の真髓骨子が有るのであります。日本では何時でも国家に大災難か何か有るときには、必ず此神勅を憶ひ出して、此御趣意に依って自信ある活動を始めた者であります。</p> <p>維新の際などは殊に甚だしい。</p> <p>(略) p 90~91</p> <p>是れが宗教的着色を帯びて来る。さうすると其場合にはそれが神道と称せられて居る。神道なる者に元来真の威力となる者が有りとすれば、それは此方面である。即ち国体と関係ある側であります。<u>一体宗教として、神道は幼稚な者であります。けれ共単に宗教として無くして、此日本の国家の運命と関係して居る処が、神道の生命ある側である。</u></p> <p>P 98~100</p> <p>神勅に含まれたる大理想が開展して、実際となって来たのが、万世一系の皇統である。(略) さうして之を神勅として伝えて居りますからには、神道にも関係がある。</p>	<p>即ち始の帝王である。</p> <p>(略—しかし、実質的には二世で滅びてしまった。) 逆も万世なんといふ処ぢや無い。無窮は尚更駄目な事であります。そんなに早く滅びて了った。</p> <p><u>又エホバの特別な恩寵を受けた選民と称せらるる彼の希伯来民族の国も天壤無窮と云ふ訳に行かなかつた。(略) 逆も我日本の場合と比較する程のものでない。</u></p> <p>日本の神勅はさう云ふ者とは天淵霄壤の差がある。さうして此の神勅に見えたる大理想が次第次第に実現されて、年と共に其効果が偉大となって来る有様である。それを自覚する処に、神道の真髓骨子が有るのであります。日本では何時でも国家に大災難か何か有るときには、必ず此神勅を憶ひ出して、此御趣意に依って自信ある活動を始めた者であります。南北朝の時には北畠親房が此神勅によって皇統の無窮に関する自信を強うすることを得たのである。それから維新の際などは殊に甚だしい。</p> <p>(略) p 94</p> <p>是れが宗教的着色を帯びて来る。さうすると其場合にはそれが神道と称せられて居る。神道なる者に元来真の威力となる者が有りとすれば、それは此方面である。即ち国体と関係ある側であります。<u>一体宗教として観れば、是迄の神道は幼稚な感があります。けれ共単に宗教として無くして、此日本の国家の運命と関係して居る処が、神道の生命ある側である。</u></p> <p>P 102~104</p> <p>神勅に含まれたる大理想が開展して、実際となって来たのが、万世一系の皇統である。(略) さうして之を神勅として伝えて居りますからには、神道にも関係がある。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>それで神道は国家的の宗教である。さうして神勅を民族の信仰として、何処までも押立てて行く処に、神道の命脈がある訳であります。(略—神道は国体に関係のある側と淫祀邪教的な俗の側がある。) 神道が一種の宗教的着色を帯びて勢力を有して来る処は其処に在る。仏教や耶蘇教のやうな宗教と比べますと、神道は宗教としては<u>迥に低いのである。其側に於て競争の出来ないやうなものである。神道が日本に取って、是れが一種特別な意味を有って居るといふのは、さう云ふ大事な国体の命脈と関係する処であります。</u></p> <p>《第5章 神道の起源、発達及び傾向》 p 114</p> <p>印度の仏と日本の神様とを一緒にして、茲に神仏二教の合一を示した次第であります。僧侶のやったことありますから、矢張り仏を本体として居る。この頃は未だ本地垂迹といふ説は起って居なかつたのでありませうけれ共、矢張り本地垂迹の精神から来たのであります。<u>本地垂迹説は是れから以後、段々行はれて、随分それが一時勢力を得たのであります。</u></p> <p>p 147~148</p> <p>政策上、神社を宗教としての神道から分離すると云ふことは必要でありませう。但し神社の中には淫祀邪教に属するものも尠くない。それ等は別段政策に依って救ひ出す必要はない。自然の成行に委せるより外はないのであります。</p>	<p>それで神道は国家的の宗教である。さうして神勅を民族の信仰として、何処までも押立てて行く処に、神道の命脈がある訳であります。(略—神道は国体に関係のある側と淫祀邪教的な俗の側がある。) 神道が一種の宗教的着色を帯びて勢力を有して来る処は其処に在る。仏教や耶蘇教のやうな宗教と比べますと、神道は宗教としては<u>見劣りがする。尤も今度神道を革新して大に発展せしめたならば何うであるか分らぬけれども、今迄の神道はさう偉いものではない。併し、神道が日本に取って、一種特別な意味を有って居るといふのは、さう云ふ大事な国体の命脈と関係する処があるからであります。</u></p> <p>《第5章 神道の起源、発達及び傾向》 p 118~119</p> <p>印度の仏と日本の神様とを一緒にして、茲に神仏二教の合一を示した次第であります。僧侶のやったことありますから、矢張り仏を本体として居る。この頃は未だ本地垂迹といふ説は起って居なかつたのでありませうけれ共、矢張り本地垂迹の精神から来たのであります。<u>それで是れを、本地垂迹神道と申します。本地垂迹神道は是れから以後、段々行はれて、随分それが一時勢力を得たのであります。</u></p> <p>p 152~153</p> <p>政策上、神社を宗教としての神道から分離すると云ふことは必要でありませう。但し神社の中には淫祀邪教に属するものも尠くない。それ等は別段政策に依って救ひ出す必要はない。<u>寧ろ之を撲滅するか、又は自然の成行に委せるより外はないのであります。</u></p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>神道の問題は随分複雑なるものでありまして、種々なる方面に関連して居ります。                  (略) 何分我国の国民教育といふものは神道と全然分離することは出来ないのであります。</p> <p>但し神道を宗教として国民教育の中に入れる訳には往かない。唯々それが国民教育と結ばれて到底分離することの出来ない所がありますから、それで神道に対しても多大の注意を払って、軽卒にこれを看過してはならぬと云ふことを茲に申して置く次第であります。</p> <p>《第7章 家族制度と祖先崇拜》                  p 202                  今の民法は西洋の法律を参考して拵へたものでありますけれ共、矢張り戸主といふものが立ててある。西洋には戸主といふものが無い。家族は固よりあるけれ共、家族の中に家長なる者が設けて無い。それであるから家族は家族であるけれ共、西洋の家族は日本の家族と性質が違ふ。法律上性質が違ふ。</p>	<p>神道の問題は随分複雑なるものでありまして、種々なる方面に関連して居ります。                  (略) 何分我国の国民教育といふものは神道と全然分離することは出来ないのであります。  <u>明治天皇の御製に斯う云ふのがあります。</u>  <u>敷島のやまと島根の教へぐさ神代の種ののこるなりけり</u>  <u>国民はひとつ心にまもりけり遠つみおやの神のをしへを</u>  <u>皆神道の事をお詠じ遊ばされたものでありまして、神道の我国民生活に多大の関係あることは否定されませぬ。</u></p> <p>但し神道を宗教として国民教育の中に入れる訳には往かない。唯々それが国民教育と結ばれて到底分離することの出来ない所がありますから、それで神道に対しても多大の注意を払って、軽卒にこれを看過してはならぬと云ふことを茲に申して置く次第であります。</p> <p>《第7章 家族制度と祖先崇拜》                  p 206～207                  今の民法は西洋の法律を参考して拵へたものでありますけれ共、矢張り戸主といふものが立ててある。西洋には戸主といふものが無い。家族は固よりあるけれ共、家族の中に家長なる者が設けて無い。それであるから家族は家族であるけれ共、西洋の家族は日本の家族と性質が違ふ。法律上性質が違ふ。  <u>それで西洋の家族と日本の家族とを比較すれば其差異は大抵左の五点に帰着するやうである。</u>  <u>(一)日本の家族には戸主即ち家長がある。が西洋の家族は皆平等で戸主がない。</u>  <u>(二)日本の家族には家督相続があるが、</u></p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>日本のやうに戸主といふ家長を立てて、その家長をして一家を統率せしめて行くといふのが家族制度であります。</p> <p>p 204～205</p> <p>日本では家族といふものは継続的の觀念と結付いて居る。(略) 此の血統の継続が家族といふ概念を形造って居る。家といふ概念も其処から解釈して来なければならぬ。</p> <p>家督相続なんといふ時の家は、唯々家丈けでは無くして、その血統の継続をも意味して居るのであります。</p> <p>《第10章 忠孝一本と国民道徳》</p>	<p><u>西洋には只財産相続のみあって家督相続はない。</u></p> <p><u>(三) 日本の家族は親子本位であるが、西洋の家族は夫婦本位である。</u></p> <p><u>(四) 日本の家族は永久系統的であるが、西洋の家族は一代限りである。</u></p> <p><u>(五) 日本の家族は有機的であるが、西洋の家族は集会的である。</u></p> <p><u>大体斯う云ふ相違が彼我の間にあるのである。</u></p> <p>日本のやうに戸主といふ家長を立てて、その家長をして一家を統率せしめて行くといふのが家族制度であります。</p> <p>p 210～211</p> <p>日本では家族といふものは継続的の觀念と結付いて居る。(略) 此の血統の継続が家族といふ概念を形造って居る。家といふ概念も其処から解釈して来なければならぬ。</p> <p><u>日本の家は五元素より成立って居る。第一に祖先、第二に戸主、第三に家族及び子孫、第四に家屋、第五に動産及び不動産、之を図にすれば、左の通りである。</u></p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 10px;">家</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">                 祖先                  戸主                  家族及子孫                  家屋                  動産及不動産             </div> </div> <p><u>斯様に日本の家は五元素より成立って居るけれども、其中の祖先より子孫に及ぶ系統的關係が最も重大である。家督相続なんといふ時の家は、唯々家丈けでは無くして、その血統の継続をも意味して居るのであります。</u></p> <p>《第10章 忠孝一本と国民道徳》</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>p 283</p> <p>日本では忠孝一本の国民道徳と云ふものを大事にしてさへ行けば、国家の長久疑ないことと思はれます。</p> <p>但し、忠孝の意味を今のやうに余程広く説いて来ると、普通解釈されて居るのは、余程違ふことになりますけれども、もう一つ此処に弁じて置かなければならぬことがあります。それは忠君と云ふことに対して、<u>民主と云ふやうなことが、段々世に唱道されて来居るのであります。中には民本なんといふ字も使って居るが、意味は同じことである。民主主義と云ふやうなことは余り大きな声では言はないけれども、何ぞの場合にはそれを言ふ。併し民主主義も説きやうに依つては、君主主義と調和することが出来る。</u></p> <p>君主と云ふものをチャンと立てて、さうしてこれに対して真心を尽して仕へると云ふことが人民一般の爲めになる。即ち民主主義に合する訳であります。</p> <p>(略) p 284</p> <p>我国に於ては君臣の間にさう云ふ特有の関係が出来て居って、殆ど他に比較はないであらうと思はれる位である。</p>	<p>p 292~293</p> <p>日本では忠孝一本の国民道徳と云ふものを大事にしてさへ行けば、国家の長久疑ないことと思はれます。</p> <p>但し、忠孝の意味を今のやうに余程広く説いて来ると、普通解釈されて居るのは、余程違ふことになりますけれども、もう一つ此処に弁じて置かなければならぬことがあります。それは忠君と云ふことに対して、<u>民主だの民本だのと云ふやうなことが、段々世に唱道されて来居るのであります。民主主義は君主主義と両立し難いけれども、民本主義は、君主主義と調和することが出来る。民主主義は君主主義の正反対で主権が人民の側にあるのである。民主主義が行はるれば、君主主義は成立たぬ。此両者は何うしても相容れぬものである。所が、民本主義は人民の幸福を目的とするので、必ずしも主権の人民にあることを要望しない。それだから君主主義と調和し得るのである。日本では古来君主が大に人民を重んぜられ、専ら其幸福を増進することを務められたのであるからして、民本主義を實行して来たと云へる。が人民の側にあつては又深く君主を崇敬して、之が爲には何物をも犠牲に供しても憚らぬと云ふ程であつた。是れは君主主義である。斯様に古来君主民本の両主義が余程よく調和されて居る。</u></p> <p>君主と云ふものをチャンと立てて、さうしてこれに対して真心を尽して仕へると云ふことが人民一般の爲めになる。</p> <p>(略) p 294</p> <p>我国に於ては君臣の間にさう云ふ特有の関係が出来て居って、殆ど他に比較はないであらうと思はれる位である。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p><u>民主主義といふことを斯う云ふ風に解釈すればいかない。君主を退け者にして唯々人民の爲めに尽すと。さういふことは日本では大変危いことである。</u></p> <p>(略) p 285</p> <p>忠も、孝も、今日の時勢、境遇等に適應するやうに解釈法を改めて行けば、<u>扞格する所が誠に少いやうになります。</u></p> <p>《第12章 国民道徳と人道》 p 308～309</p> <p>人道と矛盾した国民道徳と云ふものは成立し得るものでないが、亦国民道徳と矛盾した人道も成立し得ない。けれども實際に於ては、幾らか表面上矛盾するやうなことがないではない。例へば、少しも人道を顧みないで、偏狭固陋の国民道徳に熱中しますといふと、遂に人道に矛盾するやうなことに立至らぬとも限らぬのであります。併し、それは誤謬の結果、其処に至るものと謂ふべきであります。</p> <p>それと同じやうに、人道を楯に取って国民道徳を蔑視すると云ふやうな事になるのは、これ亦平等に偏して差別を顧みないから起る謬見であります。それで衝突矛盾は謬見から来るのであって、正しき国民道徳と正き人道との間には寧ろ当然融合すべき性質が存して居ると謂ふべきであります。</p> <p>《第14章 日本の戦捷の原因》 第一、知覚神経の發達。第二、島国。第三、立憲政体を採用せしこと、 p 334～336 第四、教育の優れたることを以て戦捷の原</p>	<p><u>民主主義は我日本に取つてはいけな</u>い。 <u>と云ふは君主を退け者にして唯々人民の爲めのみを図ると云ふのである。さういふことは日本では大変危いことである。</u></p> <p>(略) p 295</p> <p>忠も、孝も、今日の時勢、境遇等に適應するやうに解釈法を改めて行けば、<u>誠に縦横自在で毫も扞格する所がないやうになります。</u></p> <p>《第12章 国民道徳と人道》 p 319</p> <p>人道と矛盾した国民道徳と云ふものは成立し得るものでないが、亦国民道徳と矛盾した人道も成立し得ない。けれども實際に於ては、幾らか表面上矛盾するやうなことがないではない。例へば、少しも人道を顧みないで、偏狭固陋の国民道徳に熱中しますといふと、遂に人道に矛盾するやうなことに立至らぬとも限らぬのであります。併し、それは誤謬の結果、其処に至るものと謂ふべきであります。<u>即ち差別に拘泥して平等の側を顧みないからであります。</u></p> <p>それと同じやうに、人道を楯に取って国民道徳を蔑視すると云ふやうな事になるのは、これ亦平等に偏して差別を顧みないから起る謬見であります。それで衝突矛盾は謬見から来るのであって、正しき国民道徳と正き人道の間には寧ろ当然融合調和すべき性質が存して居ると謂ふべきであります。</p> <p>《第14章 日本の戦捷の原因》 第一、知覚神経の發達。第二、島国。第三、立憲政体を採用せしこと、 p 346～350 第四、教育の優れたることを以て戦捷の原</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>因とするの説。これは誰れが初めて言出したと云ふことなく、戦争の結果、次第に日本の教育の方が露国のそれよりは優って居ると云ふことが、明瞭になって来たのであります。</p> <p>露国も欧露巴の方面に於ては、可也教育も行届いて居るのでありませうけれども、何分露国は国境が広くして、西伯利地方までも込めて居るものでもありますから、全体から言ふと何うも日本のやうに教育が普及して居らぬ。</p> <p>明治三十七年八月二十一日の時事新報に斯うあります。</p> <p>(略)</p> <p>それから又同じ年の十一月二十一日の或る新聞に露国某大官の説が掲げてありますが、それは左の通りであります。</p> <p>(略)</p> <p>兎に角日本と較べるといふと、露国の教育が概して低いと云ふことが明かになって来たのであります。</p> <p>(略)</p> <p>第五、文明の利器を利用せる。第六、大決心を為せる。第七、動機善なる。第八、地の利を得る。</p>	<p>因とするの説。これは誰れが初めて言出したと云ふことなく、戦争の結果、次第に日本の教育の方が露国のそれよりは優って居ると云ふことが、明瞭になって来たのであります。</p> <p><u>日露戦争の際彼我の教育を比較して左の如く論じた者がある。</u></p> <p><u>(略—国土人口では劣るものの、教育の経費・就学率・教員数などは、ロシアよりも比率として相当高いことを具体的数値を挙げて比較)</u></p> <p>露国も欧露巴の方面に於ては、可なり教育も行届いて居るのでありませうけれども、何分其の国境が広くして、西伯利地方までも込めて居るものでもありますから、全体から言ふと何うも日本のやうには教育が普及して居らぬ。</p> <p>明治二十八年三月三日の時事新報に「<u>日露両兵士の比較</u>」と題して左の如く云つてある。</p> <p><u>(略)</u></p> <p>明治三十七年八月二十一日の時事新報に斯うあります。</p> <p>(略)</p> <p>それから又同じ年の十一月二十一日の或る新聞に露国某大官の説が掲げてありますが、それは左の通りであります。</p> <p>(略)</p> <p>兎に角日本と較べるといふと、露国の教育が概して低いと云ふことが明かになって来たのであります。</p> <p>(略)</p> <p>第五、文明の利器を利用せる。第六、大決心を為せる。第七、動機善なる。第八、地の利を得る。</p> <p>P 360～366</p> <p><u>第九、訓練の熟達を以て戦捷の原因とする</u></p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>P 346 第九、規律森厳を以て戦捷の原因とするの説。</p> <p>第十、精神旺盛を以て戦捷の原因とするの説。 (略) p 349 我れの方が少し気劣りがすれば、不結果を生ずる所を、幸に精神旺盛で敵を威圧することが出来た次第であります。</p> <p>この精神旺盛なるや、否やと云ふことが戦捷には余程重大な関係を有して居ることと考へられます。</p> <p>(略) 第十一、国民の統一。第十二、国体の優しさ。第十三、武士道。 (略) p 354 その外、まだ戦捷の原因として唱道されたのがありますけれども、それ等は大きく注意すべき程のことでもないであります。(略—仏教徒や儒者が、それぞれの宗教や徳教を我田引水的に挙げている。)それは幾らか仏教、儒教なんと云ふものも、戦捷の原因に關係して居らぬと云ふことは</p>	<p><u>の説。</u> P 366 第十、規律森厳を以て戦捷の原因とするの説。 P 368 第十一、<u>基督教徒にあらざるを以て戦捷の原因とするの説。</u> <u>(略—トルストイが、「世の終り」という論文で、そうした説を発表した由を紹介)。</u> 第十二、精神旺盛を以て戦捷の原因とするの説。 (略) p 370 我れの方が少し気劣りがすれば、不結果を生ずる所を、幸に精神旺盛で敵を威圧することが出来た次第であります。 <u>明治三十八年二月二十二日の東京朝日新聞に「彼我耐寒比較」と題して左の如き報道が載せてある。</u> <u>(略)</u> <u>是れは必ずしも彼我兵士の体質の優劣のみに帰すべきではなからう。矢張り我兵士にあつては精神が一層旺盛であつた為、耐寒の力も優つて居つたのであらう。この精神旺盛なるや、否やと云ふことが戦捷には余程重大な関係を有して居ることと考へられます。</u> (略) 第十三、国民の統一。第十四、国体の優しさ。第十五、武士道。 (略) p 376 その外、まだ戦捷の原因として唱道されたのがありますけれども、それ等は大きく注意すべき程のことでもないであります。(略—仏教徒や儒者が、それぞれの宗教や徳教を我田引水的に挙げている。)それは幾らか仏教、儒教なんと云ふものも、戦捷の原因に關係して居らぬと云ふことは</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>ない。 併し、マア以上十三の原因で、略々戦捷の原因は網羅されて居るであらうと考へられるのであります。これ等は大に国民道徳に関係あることでありますから、茲にその大体を講述して置く次第であります。</p> <p>《第15章 国民性批判》 第一、現実性。第二、楽天性。第三、単純性。第四、淡泊性。第五、潔白性。第六、感激性。第七、応化性。第八、統一性。</p> <p>第九、短気性。 P 365～366</p> <p>第十、依頼性。日本国民は欧米諸国のそれに較べますと、余程依頼性が勝って居るやうであります。これは家族制度の弊害でもありませう。それでもありますから、個人主義の良い側を採用して、この弊を矯めないといけないことになって居ります。(略) 子供のやうな考がまだ抜けて居らぬのであります。</p> <p>これは国民性のいけない側であって、速に矯正されるべきものであります。</p>	<p>ない。<u>併しそれ等は主なる原因ではない。</u> マア以上<u>十五</u>の原因で、略々戦捷の原因は網羅されて居るであらうと考へられるのであります。これ等は大に国民道徳に関係あることでありますから、茲にその大体を講述して置く次第であります。</p> <p>《第15章 国民性批判》 第一、現実性。第二、楽天性。第三、単純性。第四、淡泊性。第五、潔白性。第六、感激性。第七、応化性。第八、統一性。 P 388</p> <p><u>第九、没我性。日本国民は、独立自由と云ふことによりは、寧ろ一層大なるものに己れを犠牲にするやうな傾向を有って居る。即ち献身的の精神が歴史的に養成されて居る。是れを没我性と云ふのである。一体印度以東の宗教だの徳教には没我的の教が多い。其影響もあるであらうが、没我性は往々極東の他国民にも発見する。併し、我日本国民に於てそれが最も発達して居るやうである。</u></p> <p><u>第十、短気性、(略)</u> P 389～390</p> <p><u>第十一、依頼性。日本国民は欧米諸国のそれに較べますと、余程依頼性が勝って居るやうであります。これは家族制度の弊害でもありませう。それでもありますから、個人主義の良い側を採用して、この弊を矯めないといけないことになって居ります。(略) 子供のやうな考がまだ抜けて居らぬのであります。自己の運命は自己自身で開拓して行くやうな雄大な独立自由の精神がなくてはならぬ。いつまでも依頼心を存して居ると云ふことは国民性のいけない側であって、速に矯正されるべきものであります。</u></p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>第十一、浅薄性。第十二、鋭敏性。 P 367 第十三、狭小性。これは国民性のいけない側で、どうも何事につけても規模が狭小である。さうして狭小を以て自ら快しとして居る。</p> <p>繊細のことが何となく気に入るなんと云ふ風がある。尤も欧米の文明に接して、いろいろ規模広大なものを見聞したのもありますから、欲求する所も昔とは違って来て居りますけれども、實際を云へば万事規模狭小で以て満足して居る有様であります。</p> <p>この点に就いては、芳賀博士の『国民性十論』の中に精しく論ぜられました(略)この点は国民性の良くない側であります。</p>	<p>第十二、浅薄性。第十三、鋭敏性。 P 391~392 第十四、狭小性。これは国民性のいけない側で、どうも何事につけても規模が狭小である。さうして狭小を以て自ら快しとして居る。</p> <p><u>殊に狭量で、相互に排擠して喜ぶやうな島国根性がある。実に宜しくないことである。一体繊細のことが何となく気に入るなんと云ふ風がある。尤も欧米の文明に接して、いろいろ規模広大なものを見聞したのもありますから、欲求する所も昔とは違って来て居りますけれども、實際を云へば万事規模狭小で以て満足して居る有様であります。殊に米国人が兎角大規模の事を企画するのと正反対をなして居ることが多いのであります。</u></p> <p>この点に就いては、芳賀博士の『国民性十論』の中に精しく論ぜられました(略)この点は国民性の良くない側であります。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正7 (1918) 年版【全120頁】
<p>《付録 第一 国民道徳と南北朝問題》 p 13 南朝にはなかなか忠臣が多い。北畠親房、その子の顕家、顕信、顕能などと云ふ人々、それから楠正成、その子正行、それから名和長年、児島高德、何れも純忠の士である。 (略) p 22 芳野で国家の政治が出来ないと云ふ訳ではない。</p> <p>その他、区々たる理由を挙げて論ずるものがあるけれども、何れも大義名分に比較し得られる程重大な価値あるものではない。</p> <p>(略) p 23 過去の事実、若くは人物を批判するに、道徳観を以てすると云ふこの研究の仕方があります。(略)これは先づ孔子から始まったのであって、春秋がそれであります。春秋は魯の歴史であるけれども、それを書くに毀誉褒貶を以てしたのであります。<u>それからして後に至っては、温公の通鑑、朱子の綱目なども亦この系統のものに相違ない。</u></p> <p>日本では、僧侶でないもので初めて朱子学を講究したのは北畠親房であるが、親房の神皇正統記は道徳観を以て書いたところの歴史であります。その後水戸の義公が一層大規模の歴史を編纂することを始められました。即ち大日本史であります。(略)これも矢張り道徳観を以て編纂されたところの歴史であります。</p>	<p>《付録 第一 国民道徳と南北朝問題》 p 13 南朝にはなかなか忠臣が多い。北畠親房、その子の顕家、顕信、顕能などと云ふ人々、それから楠正成、<u>其弟正季及び其子正行</u>、それから名和長年、児島高德、何れも純忠の士である。 (略) p 22 芳野で国家の政治が出来ないと云ふ訳ではない。<u>又一時の便宜の為に永久の意義ある国体如何を顧みないで妄りに天皇を擁立してはならぬ。</u></p> <p>その他、区々たる理由を挙げて論ずるものがあるけれども、何れも大義名分に比較し得られる程重大な価値あるものではない。</p> <p>(略) p 23~24 過去の事実、若くは人物を批判するに、道徳観を以てすると云ふこの研究の仕方があります。(略)これは先づ孔子から始まったのであって、春秋がそれであります。春秋は魯の歴史であるけれども、それを書くに毀誉褒貶を以てしたのであります。<u>それからして宋に至っては司馬温公、大義名分の精神を以て資治通鑑を著はし、朱子又之に拠りて通鑑綱目を著はしたのであるが、是等は皆この系統のものである。</u></p> <p>日本では、僧侶でないもので初めて朱子学を講究したのは北畠親房であるが、親房の神皇正統記は道徳観を以て書いたところの歴史であります。その後水戸の義公が一層大規模の歴史を編纂することを始められました。即ち大日本史であります。(略)これも矢張り道徳観を以て編纂されたところの歴史であります。 即ち春秋の精神を継いだものであります。</p>

明治45 (1912) 年版【全116頁】	大正 7 (1918) 年版【全120頁】
<p>さういふ具合に、道德観を以て歴史を書くことが東洋にあると云ふのは、非常に好い事である。</p>	<p><u>す</u>。さういふ具合に、道德観を以て歴史を書くことが東洋にあると云ふのは、非常に好い事である。</p>